

# 社協 みうら

203

Nov.2021

地域福祉の総合情報誌

三浦市社会福祉協議会安心館

〒238-0102 三浦市南下浦町菊名 1258-3

事務局

TEL 046-888-7347/FAX 046-889-1561

発行責任者：川崎喜正

編集人：成田慎一

## 積み重ねが支援につながる。

### みうらの至福人

「福祉、ふくし」と言い続けるといつの間にか「至福」になる。みうらの地域福祉を優しく支える「至福人」をシリーズで紹介するコーナーです。今回ご紹介するのは、丸福水産株式会社代表取締役青木淳一さんです。同社はマグロの加工や卸販売をおこなう会社です。長年赤い羽根共同募金にご協力くださっています。「先代から募金しています。特別な理由はなく『募金だから協力しよう』という、シンプルな思いです。しかし、この積み重ねが支援につながると考えています。市民の皆様には、マグロや大根など地産地消を心掛け、自ら地元の産業を守る姿勢をとってもらえるとありがたいです。三浦市にとって飲食、観光業も重要な産業ですので、どうか、共にコロナ禍を乗り越えていけたらと思います。」

みうらの至福人—青木淳一さん  
特集・地元企業の地域福祉活動について  
三浦市ボランティア情報  
福祉施設訪問記  
自立支援最前線—地域活動支援センターゆずりハ  
狩倉弁護士のワンポイント法律相談  
養育支援講演会のお知らせ  
地域包括支援センター「おまかせ」からのお知らせ  
教えて！山田さん—理学療法士・山田泰之の「介護ワンポイント・アドバイス」  
福祉カレンダー



三浦市社協イメージキャラクター  
健康戦隊ミウレンジャー

集

共同募金などの地域福祉の活動は  
企業の皆様にもご協力いただいています



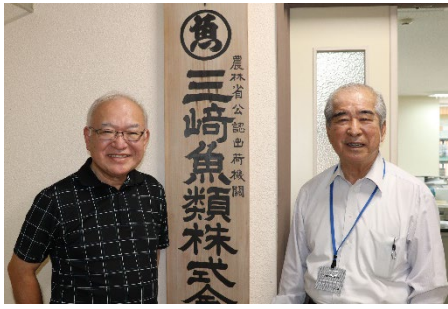
毎年十月より、全国一斉に実施される赤い羽根共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。

今回は、表紙に引き続き、赤い羽根共同募金に長年ご寄付くださっている、市内の企業をご紹介します。

◆三崎魚類株式会社

代表取締役社長 篠田和也様

魚市場の荷受け業務・卸販売をおこなう会社です。「共同募金は、必ず地域に



役立ててもらえると、信頼しているから募金しています。それ以外の地域との関わりとしては、三崎下町環境美化促進連絡会の活動に賛同し、参加しています。三崎に来た方に少しでも気分良く観光していただきたいという思いで関わっています。私自身、三崎港町まつりの実行委員長や、三崎暴力団排除対策推進協議会の会長なども担っています。民間団体や企業、行政など様々な機関と協力し合い、地域を盛り上げていきたい気持ちです。」

◆丸福水産株式会社

代表取締役 青木淳一様

表紙でもご紹介しました、魚の加工や卸販売会社です。募金活動以外にも、地域のために貢献的な活動をされています。「市内外の集まりに呼ばれて、マ

グロについてお話しています。意外とマグロについて知られていないことはたくさんあります。例えば、当社で取り扱っている『カジキ』は『カジキマグロ』と呼ばれることもありますが、実は『マグロ』と



は別種の魚です。こういった話題を通して、食に関心を持つてもらおうことも大切な仕事のひとつであると考えています。「他にも、小学生の工場見学を受け入れるなど、地域やお客様との関わりを大切にされています。」

◆七洋船舶株式会社

「募金を通じて一人でも多くの人を支えたいと思っています。」

令和二年度は、その他にも株式会社カネウロコ様など、十四の企業に募金いただきました。感謝申し上げます。

\* \* \*

赤い羽根共同募金にご協力ありがとうございます  
市民の皆様にも、戸別募

金等であたたいご支援をいただきます。誠にありがとうございます。十二月から年末たすけあい募金が始まります。引き続きよろしくお願い申し上げます。

ボラセン三崎支所 サロン実施中



ぶらい庵二階にあるボランティアセンター三崎支所にて、十月よりサロンを始めました。今後は第一・四の水曜日、十四・十五時に開催します。お近くの方はどなたでもご参加いただけます。お問い合わせは左記☎まで。

ボランティア募集情報

①デイサービスにおける利用者の話し相手(男女問わず) ②グループホームにおける囲碁将棋の相手(男性希望)の募集があります。また、地域の未病サロンでお手伝いして下さるボランティアも募集しています。ご自身の社会参加の機会にもなります。ご興味のある方は、左記☎までご連絡ください。

ご寄付ありがとうございます



立正佼成会三浦支部様からとうもろこしをいただきました。就労支援センターどんまいでコーンスープを作り、小規模多機能型居宅介護事業所「湯ごころ」と「はつらつ」において、ご利用者様に提供し、大変喜ばれました。ありがとうございます。

三浦市 ボランティア情報

☎888-7347



寄託

社会福祉事業のために

▽立正佼成会 三浦支部様  
▽高梨公男様  
▽匿名希望

ありがとうございます！

訪問歯科診療

歯のお医者さんと歯のヘルパーさんがお宅に伺います！

○訪問歯科診療を通して、高齢者の口腔衛生の向上を支援します。  
○歯科治療でお困りの高齢者と家族をサポートします。身体介護が必要な高齢者や障害者のために往診します。往診のご用命はお電話で！

大矢部歯科医院 046-833-5809

238-0024 横須賀市大矢部 2-5-20 あづまビル(Ⅱ) 1階



介護付有料老人ホーム

そんぼの家 三浦  
入居一時金無料

17万9060円～(税込)

家事、食事(30日の場合)、管理費込み。介護サービスの1割負担金、居室電気代、居室上下水道代、おむつ代などは別途必要となります。

徹底した個別ケア。  
キッチン・浴槽等を完備した完全個室。

■ ご見学 随時承っております  
■ 傾聴ボランティア 募集中です  
お問い合わせ先: ☎046-880-0711 担当・高倉

線香と日本の銘木仏壇

篠田仏具店



〒238-0235 城山町 2-3  
TEL・FAX 881-4714  
shinodabutuguten.com



三浦市在住  
**箕修一**さん(四十六歳)

「箕(あぜか)さんってどんな人？」ゆずりハのスタッフに質問をすると、「いつも笑っていて、周りの人を元気にしてくれる存在。」という回答が返ってきます。明るく朗らかな箕さんは、暖館のイベントにはならない存在です。先日の敬老の日のイベントでも、たくさんの利用者様の前に堂々と「いつも優しくしてくれてありがとうございます。」と挨拶されました。人を喜ばせることが好きだから前に立って話すことは「緊張しない。」とのこと。

去年の十一月からゆずりハのご利用を開始され、カラオケレクや陶芸などの創作活動を楽しみに通われています。毎回元気にゆずりハに来ることが目標だそうです。そのため「体調管理やリハビリを頑張りたい。」と笑顔で話されました。(本石)



就労継続支援B型事業所  
**就労・生活サポートセンター三浦**  
 〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田 3219-5  
 ☎ 888-7227  
 開館時間：平日 9:00～17:00  
 ※カフェは 11:00～15:00



柏 美樹さん

南下浦市民センターの近くにある「カフェ・ブルーシーズ」を拠点とする事業所です。管理者の柏さんにお話を伺いました。「当事業所ではカフェ以外にも、小松ヶ池公園や医療機関の清掃、マグロの加工といったプログラムを実施しており、様々な経験を積んでいただくことが可能です。また、生活支援にも力を入れています。例えば『毎朝通所するには、何時に寝起きしたらいいか』『どれくらい頻度で服を着替えたらい清潔か』など、『働くために』という観点から、行動の基準をすり合わせていきます。色々な価値観の人がいますので、まずはその人の考えを受け止めた上で、よく話し合うことが大切だと思います。

近隣のお店と協働して季節の催し物を実施するなど、地域との交流をとおして、施設内にとどまらない社会参加を目指しています。

『カフェ店員になりたい』『生活リズムを整えたい』など、ぜひご希望についてご相談ください。また、カフェ・ブルーシーズの人気メニューは、まぐろカツバナーとまぐろカツ丼です。どなたでもご利用いただけますので、お気軽にお越しください。(杉崎)

持倉弁護士のワンポイント法律相談



Q・・・SNSの掲示板に私を侮辱するような書き込みがあったので、書き込みを削除してほしいです。どのようにすればいいでしょうか。また、書き込みをした人に対して、法的手続きをとることが可能ですか。

A・・・掲示板の書き込みを削除してもらった場合には、まずは、掲示板の管理者に対し、任意に書き込みを削除してもらおうと求めることが考えられます。具体的には、掲示板があるサイトに設置されたウェブフォームを利用する、問合用のメールアドレス宛に送信するなどして、書き込みを削除してもらいたい旨の連絡をします。任意に削除してもらえない場合には、掲示板の管理者に対し削除を求める法的な手続を裁判所に申し立てることを検討します。削除を求める法的な手続としては、民事保全法の仮処分手続を利用することになります。

書き込みをした人に対して法的な手続をとるためには、書き込みをした人がどの誰なのかを特定する必要があります。まずは、掲示板を管理・運営している主体(コンテンツプロバイダ)に対し、書き込みをした人が使用したコンピュータを識別するための数値(IPアドレス)等を開示するよう求めます。開示がなされたら、それを基に、インターネット接続サービスを提供している通信事業者(アクセスプロバイダ)に対し、アクセスプロバイダが当該IPアドレスを割り振った「書き込みをした人」の住所及び氏名等の情報を開示するよう求めます。開示された住所及び氏名等を基に、書き込みをした人を特定して、その人に対し、法的な手続をとることになります。

書き込みをした人に対して追及する法的責任としては、名誉権(憲法十三条)等の侵害を理由に民事上の損害賠償責任(民法七〇九条等)や名誉棄損罪(刑法二三〇条一項)、侮辱罪(同法二三二条)等を警察に告訴するなどの刑事責任が想定されます。なお、書き込みの削除については、前記のとおり掲示板の管理者に求めていくこととなります。

書き込みをした人を特定するための情報は、アクセスプロバイダで保存されている通信データが三か月又は六か月で消去されることが通常であることから、迅速に対応していく必要があります。(担当弁護士 石井 和樹)

社協の法律相談は… 十一月二十六日、十二月二十四日  
 予約制です。 ☎八八八七三四七

